○別府市水道事業給水条例

平成９年１２月２４日

条例第３２号

別府市水道事業給水条例（昭和３４年別府市条例第２１号）の全部を次のように改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　給水装置工事及び費用（第５条―第１２条）
第３章　給水（第１３条―第２２条）
第４章　水道料金、新規加入金及び手数料（第２３条―第３４条）
第５章　管理（第３５条―第４０条）
第６章　貯水槽水道（第４１条・第４２条）
第７章　補則（第４３条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、別府市水道事業の給水に係る料金（以下「水道料金」という。）及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（給水区域）

第２条　別府市水道事業の給水区域は、別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年別府市条例第３２号）第３条第２項に規定する区域とする。

（一部改正〔平成２９年条例８号・令和元年５８号〕）

（給水装置の定義）

第３条　この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給

水用具をいう。

（一部改正〔令和元年条例５８号・４年７号〕）

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

(1)　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

(2)　共用給水装置　２世帯又は２箇所以上で共用するもの

(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの

## 第２章　給水装置工事及び費用

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（工事の申込み）

第５条　給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）第１３条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）を施行しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の場合において、管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（一部改正〔平成１２年条例３１号・２２年８号・２５年２２号〕）

（工事の費用負担）

第６条　給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を施行しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（工事の施行）

第７条　給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行す

る場合は、あらかじめ、管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（一部改正〔平成２２年条例８号・２５年２２号〕）

（給水管及び給水用具の指定）

第８条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から第１７条第２項に規定する市のメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から第１７条第２項に規定する市のメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（一部改正〔平成２２年条例８号・２５年２２号〕）

（工事費の算出方法）

第９条　管理者が施行する給水装置工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次の合計額とする。

(1)　設計費

(2)　材料費

(3)　運搬費

(4)　労力費

(5)　路面復旧費

(6)　工事監督費

(7)　間接経費

(8)　雑費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（工事費の予納）

第１０条　管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときは還付し、又は追徴する。ただし、その額が１００円に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（公道内給水装置の譲渡）

第１１条　給水装置のうち公道内に布設されたものについては、給水装置の所有者の同意を得て市の所有とする。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（給水装置の変更等の工事）

第１２条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくとも、当該給水装置工事を施行することができる。

２　前項の場合において、工事費は、当該給水装置工事の原因となる行為をした者の負担とする。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

## 第３章　給水

（給水の原則）

第１３条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはできない。

２　前項の規定により給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

（一部改正〔平成２２年条例８号〕）

（給水契約の申込み）

第１４条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第１５条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置を共有する者

(2)　給水装置を共用する者

(3)　その他管理者が必要と認めた者

２　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（市のメーターの設置）

第１７条　管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に水道メーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定により設置する水道メーター（以下「市のメーター」という。）の位置は、管理者が定めるものとし、管理者の指示による場合又はあらかじめ管理者の承認を受けた場合を除き、変更してはならない。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（市のメーターの管理）

第１８条　管理者は、市のメーターを水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

２　前項の規定により市のメーターを保管する水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって当該市のメーターを管理しなければならない。

３　水道使用者等が、前項に規定する管理義務を怠ったために、市のメーターを亡失又は毀損した場合は、管理者が定める金額を賠償しなければならない。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（水道の使用中止、変更等の届出）

第１９条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1)　水道の使用を中止するとき。

(2)　給水の用途を変更するとき。

(3)　水道の使用世帯数に異動が生じるとき。

(4)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)　管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(4)　消防用として水道を使用したとき。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（私設消火栓の使用）

第２０条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第２１条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（給水装置等の検査）

第２２条　管理者は、給水装置、市のメーター又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

２　前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

## 第４章　水道料金、新規加入金及び手数料

（一部改正〔平成２２年条例８号〕）

（水道料金の支払義務）

第２３条　水道料金は、水道の使用者から徴収する。

２　共用給水装置によって水道を使用する場合の水道料金は、管理人から徴収する。この場合において、水道の各使用者は水道料金の納入について連帯して責任を負うものとする。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（水道料金及び給水の用途）

第２４条　水道料金及び給水の用途は次の表のとおりとし、水道料金は、１月につき基本料金と超過料金の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、給水の用途が明らかでないものは、管理者が定

める。

| 給水の用途 | 基本料金 | | 超過料金 | |
|---|---|---|---|---|
| | 基本水量 | 料金 | 超過水量 | 料金 |
| 普通給水 | ８立方メートルまで | １，１６１円 | ８立方メートルを超え２０立方メートルまで１立方メートルにつき | １８２円 |
| | | | ２０立方メートルを超え１００立方メートルまで１立方メートルにつき | ２２６円 |
| | | | １００立方メートルを超える１立方メートルにつき | ２８３円 |
| 市営温泉給水 | １００立方メートルまで | ７，７９０円 | １００立方メートルを超え１１２立方メートルまで１立方メートルにつき | １８２円 |
| | | | １１２立方メートルを超え１９２立方メートルまで１立方メートルにつき | ２２６円 |
| | | | １９２立方メートルを超える１立方メートルにつき | ２８３円 |
| 区営・地区温泉給水 | １００立方メートルまで | ３，８９５円 | １００立方メートルを超える１立方メートルにつき | １８２円 |
| 船舶給水 | １立方メートルにつき　２８３円 | | | |
| 臨時給水 | １立方メートルにつき　２８３円 | | | |
| 地熱発電給水 | １立方メートルにつき　２０１円 | | | |
| 公共給水 | １立方メートルにつき　１４６円 | | | |

（一部改正〔平成１６年条例６号・２５年２２号・３５号・２６年３３号・令和元年２８号・６年３７号〕）

（水道料金の算定）

第２５条　水道料金は、2月ごとの定例日（水道料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定める日をいう。以下同じ。）に市のメーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって、その日の属する月分及びその日の属する月の前月分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等に使用したものとみなす。

２　前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、水道料金は、1月ごとの定例日に市のメーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって、その日の属する月分として算定する。

３　管理者は、天候その他やむを得ない理由があるときは、前２項に規定する定例日以外の日に使用水量の計量を行うことができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（使用水量の認定）

第２６条　管理者は、市のメーターに異常があったときその他使用水量が不明なときは、別に定める方法により使用水量を認定する。

（全部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（共用給水装置の使用水量）

第２７条　共用給水装置によって水道を使用する場合は、計量した水量を使用する世帯数で除して得た水量を各世帯の使用水量とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（特別な場合における水道料金の算定）

第２８条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの水道料金は、１月分として徴収する。

２　月の中途において、給水の用途に変更があったときの水道料金の算定は、それぞれの給水の用途ごとに算出する。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（臨時使用の場合の概算水道料金の前納）

第２９条　工事その他の理由により、臨時に水道を使用しようとする者は、申込みの際、管理者が定める概算水道料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の概算水道料金は、水道の使用を中止したときに精算する。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（水道料金の徴収方法）

第３０条　水道料金は、納入通知書により２月ごとに前２月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時に徴収することができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（納入後の水道料金の増減）

第３１条　水道料金の納入後その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。この場合において、次回に徴収する水道料金により精算することができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（新規加入金）

第３２条　給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下同じ。）の工事を施行しようとする者は、次の表に定める額（消費税及び地方消費税を含む。）の新規加入金を納入しなければならない。ただし、改造に係る新規加入金は、当該新規加入金の額から改造前の市のメーターの口径に係る新規加入金を控除した額とする。

| 市のメーターの口径 | 新規加入金 |
|---|---|
| １３ミリメートル | ５５，０００円 |
| ２０ミリメートル | １１０，０００円 |
| ２５ミリメートル | １６５，０００円 |
| ４０ミリメートル | ５５０，０００円 |
| ５０ミリメートル | ９９０，０００円 |
| ７５ミリメートル | ２，７５０，０００円 |

| | |
|---|---|
| １００ミリメートル | ５，５００，０００円 |
| １５０ミリメートル | １５，１２５，０００円 |

２　新規加入金は、管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

（一部改正〔平成２５年条例２２号・３５号・令和元年２８号・６年３７号〕）

（手数料）

第３３条　手数料は、次の各号に掲げるとおりとし、その申込みの際（第２号及び第３号に規定する手数料については、管理者の指定する期日まで）に徴収する。ただし、督促手数料はその都度徴収する。

(1)　指定給水装置工事事業者申請又は更新手数料　１件につき　１０，０００円

(2)　設計審査手数料（材料の確認を含む。）　１件につき　１，０００円

(3)　給水装置工事しゅん工検査手数料　１件につき　１，０００円

(4)　細菌検査手数料　１件につき　２００円

(5)　化学検査手数料　１件につき　２５０円

(6)　細菌及び化学検査手数料　１件につき　３５０円

(7)　諸証明手数料　１件につき　２００円

(8)　督促手数料　１件につき　１００円

（一部改正〔令和元年条例５８号・６年３７号〕）

（水道料金等の軽減若しくは免除又は還付）

第３４条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない又は納入した水道料金、新規加入金、手数料その他の費用を軽減若しくは免除又は還付することができる。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

## 第５章　管理

（給水装置の検査等）

第３５条　管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置

を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第３６条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第１３条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（一部改正〔平成１２年条例３１号・２２年８号・２５年２２号・令和元年２８号〕）

（給水の停止）

第３７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者が、第９条の工事費、第２１条第２項の修繕費、第２４条の水道料金、第３２条の新規加入金又は第３３条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者が、正当な理由がなくて第２５条の使用水量の計量又は第３５条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水栓（給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具をいう。）を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4)　別府市環境保全条例（昭和４９年別府市条例第５１号）第７６条の規定に基づき、市長から管理者に対し給水を停止するよう要請があったとき。

（一部改正〔平成２５年条例２２号〕）

（給水装置の切離し）

第３８条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　給水装置の所有者が、６０日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2)　給水装置が使用中止の状態で、かつ、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第３９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。

(1)　第５条の承認を受けないで給水装置工事を施行した者

(2)　正当な理由がなくて市のメーターの設置、第２５条の使用水量の計量、第３５条の検査又は第３７条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3)　第２１条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　みだりに止水栓、消火栓、制水弁等を開閉し、正常な給水を妨げた者

（一部改正〔平成１２年条例３１号・２２年８号・２５年２２号〕）

（水道料金等を免れた者に対する過料）

第４０条　市長は、詐欺その他不正の行為によって第２４条の水道料金、第３２条の新規加入金又は第３３条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

（一部改正〔平成１２年条例１号・２５年２２号〕）

## 第６章　貯水槽水道

（追加〔平成１４年条例３５号〕）

（管理者の責務）

第４１条　管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に定める貯水

槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（追加〔平成１４年条例３５号〕）

（設置者の責務）

第４２条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

（追加〔平成１４年条例３５号〕）

第７章　補則

（一部改正〔平成１４年条例３５号〕）

（委任）

第４３条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（一部改正〔平成１４年条例３５号〕）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別府市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第３３条の規定は、平成１０年４月１日以後の申込みに係るものについて適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

３　平成１０年４月１日前にこの条例による改正前の別府市水道事業給水

条例の規定によってした手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１２年３月１７日条例第１号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１２年１２月２７日条例第３１号）

この条例は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則（平成１４年１２月２０日条例第３５号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３０日条例第６号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置等）

3　この条例による改正後の別府市水道事業給水条例の規定は、平成１６年４月１日以後に水道メーターの検針を行い、算定した料金から適用し、平成１６年３月３１日までに水道メーターの検針を行い、算定した料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年３月３１日条例第８号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２６日条例第２２号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２６日条例第３５号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（水道事業の水道料金に係る経過措置）

4　第３６条の規定による改正後の別府市水道事業給水条例第２４条の表に定める普通給水、温泉給水及び公共給水の基本料金及び超過料金は平成２６年６月１日以後に、同表に定める船舶給水の基本料金及び超過料金並びに同条例附則第５項の規定は同年５月１日以後に使用水量を計量し、算定するこれらの水道料金についてそれぞれ適用し、これらの日前に使用水量を計量し、算定するこれらの水道料金については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年９月２９日条例第３３号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の別府市水道事業給水条例第２４条の表の規定は、この条例の施行の日以後に使用水量を計量し、算定する水道料金から適用する。

附　則（平成２９年３月１４日条例第８号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２６日条例第２８号）

（施行期日）

1　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第２４条の表の規定は、普通給水、市営温泉給水、区営・地区温泉給水、地熱発電給水及び公共給水にあっては令和元年１２月１日以後に、船舶給水にあっては同年１１月１日以後に使用水量を計量し、算定するこれらの水道料金について適用し、これらの日前に使用水量を計量し、算定するこれらの水道料金については、なお従前の例による。

附　則（令和元年１２月２０日条例第５８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１１日条例第７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月７日条例第３７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の別府市水道事業給水条例第２４条の表の規定は、水道料金の算定の基礎となる使用水量の計量に係る期間の初日がこの条例の施行の日（以外「施行日」という。）以後であるものについて適用し、水道料金の算定の基礎となる使用水量の計量に係る期間の初日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。